

協定項目	1 4	町・字の区域、名称の取扱い	檜山北部3町合併協議会資料
市町村合併の際に、町・字の区域の設定、若しくは廃止、または町・字の区域若しくは名称を変更しようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要です。 実際の手続は、合併の日に町長職務執行者が合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日付けで知事に届け出を行い、効力発生要件となる知事の告示は、事前に道と十分連携をとった上で、合併の日付で行ってもらい新町の初議会で専決処分の承認を求めることになります。 町・字の区域、名称については、地域の歴史や文化など住民にとって愛着が深いものがあり、合併時の混乱をまねくなどの懸念から従来どおり存続させるケースが多く見受けられます。 ただし、同一名称となる町・字名は、合併前に名称を決定しなければなりません。 ※ 合併特例区を設置することから、住居表示に合併特例区の名称を冠することとなるので、字名の重複する「瀬棚町字共和」及び「北檜山町字共和」の区別はできることとなる。 町名・字名の取扱いに関する法令 第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。 3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。			

調整の内容(例示)

協議事項	町・字の区域、名称の取扱い	檜山北部3町合併協議会資料
調整内容	1 合併特例区の名称は、旧町の名称を用い、次のとおりとする。 大成町は大成区、瀬棚町は瀬棚区、北檜山町は北檜山区とする。 2 字の区域及び名称については、従来どおりとする。	

合併特例区設置による住居表示について

1 合併特例区の名称に区を付与した場合

<u>○○町</u> (新町名)	<u>□□区</u> (旧町名も可)	<u>字△△</u> 現行名称をそのまま使用 字を取ることも可	例1	○○町	<u>大成区</u>	<u>字</u> 都427番地
			例2	〃	<u>大成区</u>	<u>〃</u> 都427番地

2 合併特例区の名称を任意に付与した場合

<u>○○町</u> (新町名)	<u>◇◇</u> どのような 名称も可	<u>字△△</u> 現行名称をそのまま使用 字を取ることも可	例3	○○町	<u>◇◇</u>	<u>字</u> 都427番地
			例4	〃	<u>◇◇</u>	<u>〃</u> 都427番地

各町の字名称

檜山北部3町合併協議会資料

大成町		瀬棚町		北檜山町	
オオタ	太田	キタシマウタ	北島歌	アイチ	愛知
カイトリマ	貝取潤	<u>キョウワ</u>	<u>共和</u>	オグラヤマ	小倉山
カミウラ	上浦	サンボンスギ	三本杉	カブトノ	兜野
クドオ	久遠	シマウタ	島歌	キタヒヤマ	北檜山
トミイソ	富磯	ニシオオサト	西大里	<u>キョウワ</u>	<u>共和</u>
ナガイソ	長磯	ヒガシオオサト	東大里	コガワ	小川
ハナウタ	花歌	ホンチョウ(1ク)	本町(1区)	サカエ	栄
ヒラハマ	平浜	ホンチョウ(2ク)	本町(2区)	シンセイ	新成
ホンジン	本陣	ホンチョウ(3ク)	本町(3区)	トクシマ	徳島
ミヤコ	都	ホンチョウ(4ク)	本町(4区)	トミサト	富里
ミヤノ	宮野	ホンチョウ(5ク)	本町(5区)	トヨオカ	豊岡
		ホンチョウ(6ク)	本町(6区)	ニシニワ	西丹羽
		ホンチョウ(7ク)	本町(7区)	ニワ	丹羽
		ホンチョウ(8ク)	本町(8区)	ヒガシニワ	東丹羽
		ホンチョウ(9ク)	本町(9区)	フタマタ	二俣
		ホンチョウ(10ク)	本町(10区)	フトロ	太櫓
		ミナミカワ	南川	マツオカ	松岡
		モトウラ	元浦	ワカマツ	若松

先進地における町・字の区域、名称の取扱いの状況	檜山北部 3 町合併協議会資料
16. 7. 1 合併 青森県 五戸町	合併時に大字以下は現行どおりとする。ただし、「大字」の文字は削除する。
16. 4. 1 合併 長野県 東御市	現行のまま存続させる。
16. 4. 1 合併 広島県 三次市	新市の町の区域及び名称は、三次市においては現行のとおりとし、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町においては、それぞれ君田町、布野町、作木町、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町という町の区域を設定する。 君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町の大文字名については、現行の大文字名から「大字」を削除し、区域は現行のとおりとする。
16. 4. 1 合併 新潟県 阿賀野市	4 町村の区域内の町及び小字は現行のとおりとし、原則として大字名については、大字の字句を除いた現行地名表示とする。ただし、大字名等の変更を要望する地域については、合併後において時期を定め地域住民の協力のもと、これを実施する。
16. 4. 1 合併 京都府 京丹後市	現町名を 6 町とも残し、町名、字名は現状のまま新市へ継承する。ただし、表記としては、「字」を使用しない。
16. 3. 1 合併 石川県 かほく市	河北郡高松町、同郡七塚町及び同郡宇ノ気町をかほく市に置き換え、字の名称及び区域については、現行のとおりとする。ただし、字の文字は表示しないものとする。